

重要

2021年3月新入生用
立命館慶祥高等学校

高等学校等就学支援金(令和3年4月～6月分)の申請について

この制度は、全ての意志ある高校生が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、授業料に充てる高等学校等就学支援金を生徒に支給し、家庭の教育費負担を国が支援する制度です。(国からの授業料支援で返済は不要です)

1. 保護者等の年収の合計が以下に該当する場合、就学支援金が支給されます。

①年収590～910万円未満程度の世帯：月額 9,900円(年間118,800円)

②年収590万円未満程度の世帯：月額 33,000円(年間396,000円)

※これらの年収はあくまで目安であり、具体的な所得確認の基準は下表のとおりです。

所得確認の基準は令和2年7月から、令第1条第2項に定める保護者等の算定基準額を用いています。

算定基準額とは

保護者等の所得について、市町村民税に係る課税総所得金額、課税退職金額及び課税山林所得金額等の合計額(課税所得額(課税標準額)に相当)に100分の6を乗じた額から、市町村民税の調整控除額を控除した額

【計算式】 市町村民税の課税標準額 × 6% - 市町村民税の調整控除の額

算定基準額	支給額
154,500円以上304,200円未満	月額 9,900円 (年間 118,800円)
154,500円未満	月額 33,000円 (年間 396,000円)

2. 提出書類 ※申請される方は(1)(2)両方を提出してください。

書類に記載もれなど不備がある場合、支給開始時期が遅れますのでご注意ください。

提出された書類は返却できませんのでご了承ください。

(1) 様式第1号 高等学校等就学支援金受給資格認定申請書(両面)

(2) 個人番号カード(写)等貼付台紙(次のいずれか1点を貼付)

a. 「個人番号カード(写真付き)」(コピー)

b. 「通知カード」(コピー)

注意) 通知カードの記載事項(氏名、住所、生年月日、性別、個人番号)に変更がない場合、または、デジタル手続法の施行日(令和2年5月25日)以前に通知カードの変更手続きが完了している場合に限り、通知カードの写しを添付することができます。

c. 個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書

3. 提出日 **2021年4月7日(水)**

4. 提出方法 **入学式に事務室前の専用箱へ投入してください。**

★同封の封筒に書類を入れ、生徒氏名を記入し、封をして専用箱に入れてください。

やむを得ず入学式に提出できない場合は、事務室「就学支援金担当」までご連絡ください。

裏面へ

5. 審査について 提出された個人番号を基に、北海道が税額照会を行い審査します。
個人番号での税額照会ができなかった場合、課税証明書を提出していただき、
再審査となるため、支給開始時期が遅れます。
6. 支給方法 授業料から支給額を減額します。※支給時期は決定次第お知らせいたします。
提出書類に記載もれなど不備がある場合や、提出日に提出されない場合、支給開始時期が遅れますのでご注意ください。
7. 支給期間 令和3年4月～6月 ※令和3年7月以降については改めてご案内いたします。

【問い合わせ先】 TEL011-381-8888 事務室 就学支援金担当